

斜里町国民保護計画

平成19年2月



目 次

第1編	総論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	1
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	斜里町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急処理事態	11
第2編	平素からの備えや予防	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1	町における組織・体制の整備	12
1	町の各部局における平素の業務	12
2	町職員の参集基準等	13
3	消防機関の体制	15
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2	関係機関との連携体制の整備	17
1	基本的考え方	17
2	道との連携	17
3	近接市町村との連携	18
4	指定公共機関等との連携	18
5	ボランティア団体等に対する支援	19
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	21
1	基本的考え方	21
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5	研修及び訓練	26
1	研修	26
2	訓練	26
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1	避難に関する基本的事項	28

2	避難実施要領のパターンの作成	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	30
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	町における備蓄	32
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編	武力攻撃事態等への対処	35
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	町対策本部の設置等	38
1	町対策本部の設置	38
2	通信の確保	44
第3章	関係機関相互の連携	45
1	国・道の対策本部との連携	45
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	46
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	46
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	47
6	町の行う応援等	47
7	ボランティア団体等に対する支援等	47
8	住民への協力要請	48
第4章	警報及び避難の指示等	49
第1	警報の伝達等	49
1	警報の内容の伝達等	49
2	警報の内容の伝達方法	50
3	緊急通報の伝達及び通知	51
第2	避難住民の誘導等	52
1	避難の指示の通知・伝達	52
2	避難実施要領の策定	53
3	避難住民の誘導	55
4	事態想定ごとの避難の留意点	58

第5章	救援	6 1
1	救援の実施	6 1
2	関係機関との連携	6 1
3	救援の内容	6 2
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	6 5
5	救援の際の物資の売渡し要請等	6 6
第6章	安否情報の収集・提供	6 7
1	安否情報の収集	6 7
2	道に対する報告	6 8
3	安否情報の照会に対する回答	6 8
4	日本赤十字社に対する協力	6 9
第7章	武力攻撃災害への対処	7 0
第1	武力攻撃災害への対処	7 0
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 0
2	武力攻撃災害の兆候の通報	7 0
第2	応急措置等	7 1
1	退避の指示	7 1
2	警戒区域の設定	7 2
3	応急公用負担等	7 3
4	消防に関する措置等	7 4
第3	生活関連等施設における災害への対処等	7 6
1	生活関連等施設の安全確保	7 6
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	7 6
第4	NBC攻撃による災害への対処等	7 8
1	NBC攻撃による災害への対処	7 8
第8章	被災情報の収集及び報告	8 1
第9章	保健衛生の確保その他の措置	8 2
1	保健衛生の確保	8 2
2	廃棄物の処理	8 3
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 4
1	生活関連物資等の価格安定	8 4
2	避難住民等の生活安定等	8 4
3	生活基盤等の確保	8 4
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 5
第4編	復旧等	8 7
第1章	応急の復旧	8 7
1	基本的考え方	8 7
2	公共的施設の応急の復旧	8 7
第2章	武力攻撃災害の復旧	8 8

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	89
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	89
2 損失補償及び損害補償	89
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	89
第5編 緊急対処事態への対処	90
1 緊急対処事態	90
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	90
資料編	
○斜里町国民保護協議会条例	91
○斜里町国民保護対策本部及び緊急対処事態本部条例	92
○斜里町国民保護協議会委員	93
○関係機関、関係報道機関、関係施設一覧	94
○避難指定施設一覧	100
○国道、道道、町道（1級）一覧	102
○関係様式	
・安否情報収集様式（避難住民、負傷住民）	様式第1号 104
・安否情報収集様式（死亡住民）	様式第2号 105
・安否情報報告書	様式第3号 106
・安否情報照会書	様式第4号 107
・安否情報回答書	様式第5号 108
・様式第1号、第2号記入要領	109
○内閣官房作成「武力攻撃やテロなどから身を守るために」	

※本文中、「副町長」とあるのは、平成19年3月31日までは「助役」と読み替える。